

山梨県公報

第四十五号

令和元年

十月二十八日

月 曜 日

目次

○保安林の指定	三三七
○建築基準法に基づく道路位置指定	三三七
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	三三七

告示

山梨県告示第百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町大石字入山二八七七の一・二九七九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 指定の目的 公衆の保健
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百十七号

山梨県公報 第四十五号 令和元年十月二十八日

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和元年十月十七日
- 指定道路の位置 笛吹市御坂町二之宮字南通四百三十五番三及び道
- 指定道路の幅員 最大六・二メートル 最小四・〇メートル
- 指定道路の延長 三十四・二二メートル

公告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和元年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 韮崎市龍岡町若尾新田字道白鳥七百三十二の一、七百三十三の一、七百四十八から七百五十二まで、七百五十七の一部、七百五十八の一、七百五十八の二、七百五十九及び七百六十並びに道の区域
- 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県韮崎市本町三丁目八番四十号 有限会社 社内藤盛一商店 代表取締役 内藤克哉

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和元年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市須玉町大豆生田字二ツ木千七七十二の二、千七十二の二、千七十三の二、千七十六から千八十一まで、千八十二の二から千八十二の三まで、千八十三、千八十四の二、千八十四の二、千八十五の二、千八十五の二、千九十二、千九十三、千九十六から千九十二まで、千九十三の二、千九十四の二、千九十五、千九十六、千九十七、千九十八の二、千九十九の二、千百十の二、千百十一から千百十三まで、千百十四の二、千百十四の二、千百二十一の二、千百二十二の二、千百二十三の二、千百二十四、千百二十五の二、千百二十五の二、千百二十六の二及び千九十六の二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

住所	氏名
東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号	幸 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝
山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号	株式会社オキノホールディングス 代表取締役 荻野寛二